

答申第 201 号

平成 16 年 12 月 20 日

神奈川県教育委員会
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 12 年 12 月 20 日付けで諮問された、かながわ・ゆめ国体記念スポーツ振興基金補助金執行伺一部非公開の件（諮問第 160 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

かながわ・ゆめ国体記念スポーツ振興基金の執行伺いのうち、特定の財団法人の振込先口座の口座名義人の名称は、公開すべきである。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、平成12年10月17日付けで、かながわ・ゆめ国体記念スポーツ振興基金の執行伺い一式(以下「本件請求文書」という。)を一部非公開とした処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 教育委員会は、本件請求文書に神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第5条第2号に該当する部分があるとして、一部非公開決定をしたが、本件処分には違法があり、不服申立人の権利及び利益を侵害している。

イ 実施機関は、本件処分に基づく行政文書の公開を原本で行うべきである。

3 実施機関(教育庁教育部スポーツ課)の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件請求文書のうち一部非公開部分のある文書(以下「本件行政文書」という。)の名称及び非公開情報は、次表のとおりである。

文書名称	非公開情報
かながわ・ゆめ国体記念スポーツ振興基金の執行伺い	補助金の交付先である特定の財団法人(以下「本件財団法人」という。)の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称(以下「本件財団法人口座情報」と総称する。)

(2) 一部非公開部分について

本件行政文書には、特定の財団法人の振込先口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人の名称が記載されているため、条例第

5 条第 2 号の規定により非公開とした。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第 8 条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 条例第 5 条第 2 号該当性について

ア 条例第 5 条第 2 号本文該当性について

(ア) 条例第 5 条第 2 号本文は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができる」と規定している。

(イ) 口座情報について

a 当審査会が見分したところ、かながわ・ゆめ国体記念スポーツ振興基金補助金の執行伺い等には、本件財団法人に対する補助金の振込先として本件財団法人口座情報が記載されていることが認められる。

したがって、本件財団法人口座情報は、法人等の取引先金融機関における口座に関する情報であり、法人等に関する情報であると認められる。

しかしながら、法人等の取引先金融機関における口座に関する情報は、知らせるべき相手方を限定して管理をしていると認められない場合には、これを公開することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれはないものと考えられる。そこで、本件財団法人口座情報の管理状況について検討する。

b 本件財団法人口座情報は、本件財団法人が知事に対し補助金の交付を申請するに当たり、その補助金の振込先として指定する趣旨で

記載されたものであり、補助金の交付申請という文書の性格等を考慮すると、本件財団法人口座情報は、特定の関係者のみに知らせることを前提として記載されたものであることから、不特定多数の顧客に知られることを容認し、そうした状態に置いているとは考え難い。

このような情報管理の実態にかんがみると、本諮問案件においては、本件財団法人は、本件財団法人口座情報を原則として本件財団法人の内部限りで管理し、例外的に特定の相手方に限ってこれを知らせる意図で管理しているものと認められる。

ただし、本件財団法人口座情報のうち、口座名義人の名称については、既に本件行政文書の他の部分において既に公開されていることから、当該情報を公開しても本件財団法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

以上のことからすると、本件財団法人口座情報は、口座名義人の名称を除いて、これを公開することにより、本件財団法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第2号ただし書該当性について

本件財団法人口座情報は、上記ア（イ）で述べたとおり、法人等が事業活動を行う上での内部管理事務に関する情報であり、人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であるとは認められないことから、同号ただし書には該当しないと判断する。

（3）その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記2（2）イの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 12 年 12 月 20 日	諮問
平成 13 年 2 月 5 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
3 月 14 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
3 月 16 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 16 年 8 月 5 日 (第 37 回部会)	審議
10 月 12 日	指名委員により、不服申立人から意見を聴取
10 月 26 日 (第 39 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	同 志 社 大 学 教 授	部 会 員
沢 藤 達 夫	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成16年12月20日現在)(五十音順)